



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

★H29.8.29(火)～H29.9.8(金)まで、事務所はお休みですのでご注意ください。★

## 重要情報

### 1. 来年から法人事業概況書を抜本改訂

平成30年4月以後終了事業年度から、法人税申告書の添付書類である「概況書」が大幅に様式変更されるようです。海外拠点、IT導入状況やネット取引などについて、より詳細な記載が求められるようです。

### 2. ビットコインの消費税が変わっています

近年拡大してきた仮想通貨「ビットコイン」の売買は、これまで消費税の対象取引とされてきましたが、平成29年7月以降は法的に支払い手段の売買として外貨などと同様に非課税となりました。

### 3. 中小企業向けの減税特例措置

弊事務所で適用が多い法人税の減税措置は、①30万円以上の備品等を買った場合、②従業員給与が増えた場合の2つです。前者はH31.3月までの購入、②はH30.3月までの開始年度の期限付きです。

## 9月のイベント

重要なイベントは、  
特にございません。  
秋の夜長を  
お楽しみください。



## 税金マメ知識 (重要)

会社の役員は経営者そのもので、従業員は経営者から使用される立場です。役員報酬と使用人給与はもらう個人からすればいずれも「給与所得」として区別なく課税されますが、支給する法人側ではこれらを法律で明確に区別し、役員報酬については厳しく規制(定期同額、賞与否認など)されます。ところで役員として経営に携わる傍ら、使用人としての地位を有し労働にも従事する「取締役営業部長」等の場合もあります。これらの方は使用人兼務役員と規定され、使用人分給与として妥当な額については、役員報酬のような規制を受けることはありません。ただ、誰でも使用人兼務役員になれるわけではなく、社長・副社長・専務・常務等いわゆる役付き役員は除かれます。もっとも、専務や常務などの名称は登記事項ではありませんので実態判断になりますが、例えば会社定款などに役職を定めていたり、名刺に役職を明記して業務を行っていたりすれば該当するでしょうし、単なる愛称や名誉職として社内的にそう呼んでいる場合はこれに該当しないようです。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



このコーナーでは、赤羽が過去に行った3度の長旅での思い出を紹介しています。

- ①南米一周! フォルクローレ紀行 2003年
- ②シルクロード横断! 悠々悪食紀行 2008年
- ③アフリカ一周! 暗黒大陸紀行 2009年

前号で①フォルクローレ紀行のお話が終わりましたが、今後は②の悠々悪食紀行のお話も予定していますので、お楽しみに。写真はパミール高原の風景です。

## 晩酌のじかん

今年の夏休みは長めに頂戴し、恒例となった年に一度の家族旅行です。いつも節約がてら個人手配なのですが、今回はちょっとハードで毎晩準備に追われています。祖父の足跡を辿り満洲inのシベリアoutで総行程4千km超を子連れで鉄道移動です。ついにクレイジーだと言われてしまいました。



## ☆事務所からの連絡☆

## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red